

## 広島市入札等適正化審議会運営基本要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島市入札等適正化審議会規則（平成25年広島市規則第27号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、広島市入札等適正化審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 規則第2条に規定する入札及び契約の適正化に関する重要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長又は地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）が発注する建設工事に係る入札及び契約の手の続の透明性の確保に関する事項
- (2) 市長等が発注する政府調達（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手の続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関し、当該政府調達に係る利害関係者が市長等に申し立てた苦情の処理に関する事項
- (3) 市長等が発注する建設工事（政府調達に該当するものを除く。）に係る入札及び契約の過程並びに市長等が建設工事の競争入札参加資格者に対して行う指名停止等の措置に関し、その利害関係者（指名停止等の措置にあつては、当該指名停止等の措置を受けた建設工事の競争入札参加資格者）が市長等に対して申し立てた苦情の処理に関する事項

### (審議方法等)

第3条 前条各号に掲げる事項に関し、審議会において審議を行う場合の審議方法、市長等に提出を求める資料等の具体的な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### (会長の任期)

第4条 会長の任期は、委員の任期と同一の期間とする。

### (会議の招集等)

第5条 会長は、規則第6条第1項の規定により会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

2 会長は、第2条第1号に掲げる事項について審議するため、おおむね3か月ごとに会議

を招集するものとする。

3 会長は、第2条第2号又は第3号に掲げる事項について審議する必要があるときは、その都度会議を招集するものとする。

4 委員は、会議において自己、配偶者、4親等以内の血族又は3親等以内の姻族の利害に関係する事案についての審議が行われるときは、当該審議に関与することができない。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、必要があるときは、会長は会議の議決を経て非公開とすることができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委員の氏名等の公表)

第7条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、委員の任期中において最初に市長等が招集する会議の後、行うものとする。ただし、当該任期中において委員の交代があった場合における当該交代により新たに委員となった者にあつては、その交代後において最初に会長が招集する会議の後とする。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。